

# 陳 情 文 書 表

(都市計画局)

受 理 番 号	936	受 理 年 月 日	令和5年10月2日
件 名	葬儀場建設の指導（右京区太秦西蜂岡町）		
要 旨	<p>令和3年9月に、事業主ライフアンドデザイン・グループ西日本株式会社が京都市右京区太秦西蜂岡町14番地ほかに、家族葬用葬儀場の建設を予定してきた。当該地は日本の歴史の始まりとも言える京都の礎を築いた秦氏で有名であり、建設予定地にあるバス停の近くには、国宝第1号の弥勒菩薩で有名な広隆寺や日本のハリウッドとも言われる東映京都撮影所、多くの観光客が訪れる東映太秦映画村入口がある所である。また、かねてより、京都府が太秦メディアパーク構想を策定され、この太秦をコンテンツ産業（アニメ、ゲーム、デザイン）の集積地にして、太秦から京都を盛り上げ、世界からベンチャー企業が京都に集まるというように、太秦を京都のメディアの中核となるまちにしていこうという取組をしている。その中で、予定地は東映京都撮影所の玄関口であり、映画の街太秦のシンボル的な土地である。また、予定地の前面道路である三条通は決して広い道路とは言えず、路線バス、マイカーなど交通量も大変多く、特に観光シーズンには景勝嵐山への行き帰りで更に渋滞が発生する場所でもある。</p> <p>建設に当たっては、当然京都市葬祭場指導要綱を遵守することが求められるが、当初から事業者は指導要綱を守ろうとせず、環境や複雑な交通事情に配慮する姿勢が一切感じられなかった計画であったため、周辺住民による映画の街太秦を守る会を立ち上げ、2,432筆の署名と共に京都市会へ葬儀場建設の指導（右京区太秦西蜂岡町）、受理番号1114号の請願を提出し、令和5年2月16日に全会一致で採択されたところである。提出時から採択に至る期間、まちづくり委員会において毎回審議を重ねていただき、その都度行政においても請願の趣旨にのっとり指導を重ねていただいたが、事業者は請願審査のさなかにありながらも、令和4年9月25日の第2回説明会で、いきなり「令和4年8月9日に建築確認が下りているので、同年10月から着工します。」と信じ難い発言があった。さらにこのことについて京都市は知っているとし、建築指導課からも「建築確認が下りたことは、報告に当たり住民の感情を刺激しないように。」とアドバイスを受けているなどの発言を繰り返した。後にそのような発言の事実はないことは行政の説明で明らかとなつたが、この建築確認許可を受けた図面はそもそも住民に説明されたもの（第1回説明会で聞いたもの）とは違ううえ、確認申請提出日と同日である令和4年8月3日に住民宅へ資料が配布されて事前に何の説明もしない行為は、到底事業者としての信義にもとると言わざるを得ず、極めて誠意のない行為の連續である。我々住民としては説明も受けていない建築計画での建築確認許可は行政の提案どおり一旦取り下げ、白紙に戻していただきたいと再三申し入れているところであるが、事業者は聞く耳を持たない状況である。</p> <p>映画の街太秦を守る会として令和4年春から、他の地域における既設10か所のらくおうホール周辺の方々へ聴き取りを実施したところ、住民理解の下に建設されたとは言えないことや、建築後の隣家からの要望にもなかなか応じない誠意のない対応であるとお聴きした。</p> <p>このままの状態で建築されることになれば、住民との良好な関係を構築することは到底不可能と思われる状況である。</p> <p>については、今回建築確認許可が下りた、住民が説明を受けていない建築計画の建築確認許可については行政の提案どおり白紙に戻し、これまでの経緯を十分に勘案し、葬祭場指導要綱を遵守したうえで、周辺住民にはこれまでになかった誠意を持って対応するとともに、住民からの質問や意見、要望には真摯に応えることを、京都市において今以上に強く指導していただき、今後も出店計画を進めるであろう他地域においても、我々と同じ日々苦悩する蛮行が行われないような施策を探ることを切に願う。</p>		
陳 情 者			
回付委員会	まちづくり委員会		